**権利を消滅させる旨の書面**

　　年　　月　　日

　厚木市長あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　権利者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

電　話

　下記生産緑地は私の権利の目的となっていますが、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出がなされ、同法第１２条第１項又は第２項の規定による買い取る旨の通知が発送されたときは、当該権利を消滅させます。

　なお、登記抹消手続きについては、貴職の指示に従い直ちに行います。

記

生産緑地に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 地目 | 地積  （㎡） | 当該生産緑地に存する所有権以外の権利 | |
| 種類 | 内容 |
|  |  |  |  |  |